

現行

改訂

岡山県
学校部活動の在り方に関する方針

令和5年3月
岡山県教育委員会

岡山県
学校部活動の在り方に関する方針

令和7年1月
岡山県教育委員会

目次

前文	・・・	1
本方針策定の趣旨等	・・・	2
I 学校部活動の運営の在り方	・・・	3
1 適切な運営のための体制整備		
(1) 学校部活動に関する方針の策定等		
(2) 指導・運営に係る体制の構築		
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進		
(1) 適切な指導の実施		
(2) 部活動用指導手引の普及・活用		
3 適切な休養日等の設定		
(1) 休養日及び活動時間の基準		
(2) 適切な休養日等の設定		
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備		
5 安全管理と事故防止について		
II 学校部活動の地域連携や新たな地域クラブ活動への移行に向けた環境整備	・・・	11
III 大会等の在り方の見直し	・・・	13
1 生徒の大会等の参加機会の確保		
2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備		
(1) 大会等への参加の引率		
(2) 大会運営への従事		
3 生徒の安全確保		
4 県大会をはじめとする大会等の在り方		

目次

前文	・・・	1
本方針策定の趣旨等	・・・	2
I 学校部活動の運営の在り方	・・・	3
1 適切な運営のための体制整備		
(1) 学校部活動に関する方針の策定等		
(2) 指導・運営に係る体制の構築		
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進		
(1) 適切な指導の実施		
(2) 部活動用指導手引の普及・活用		
3 適切な休養日等の設定		
(1) 休養日及び活動時間の基準		
(2) 適切な休養日等の設定		
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備		
5 安全管理と事故防止について		
II 学校部活動の地域連携や新たな地域クラブ活動への移行に向けた環境整備	・・・	12
III 大会等の在り方の見直し	・・・	13
1 生徒の大会等の参加機会の確保		
2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備		
(1) 大会等への参加の引率		
(2) 大会運営への従事		
3 生徒の安全確保		
4 県大会をはじめとする大会等の在り方		

前文

- 学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、部活動顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、教員の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。
- また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。
- しかし、全国的に少子化が進行する中、本県においても、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。また、専門性や意思に関わらず教員が部活動顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなる。
- 本県の生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要がある。
- 国においては、平成 30 年にスポーツ庁及び文化庁が部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定して以降、平成 31 年・令和元年に、中央教育審議会や国会から、学校における働き方改革等の観点を含め、部活動を学校単位から地域単位の取組とするべきことが指摘された。このことを受け、令和 2 年に、スポーツ庁及び文化庁は、令和 5 年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることとした。
- 令和 4 年 6 月及び 8 月には、これらの具体的な方策について、スポーツ庁及び文化庁に設置された部活動の地域移行に関する検討会議から各提言が示されたことから、これを踏まえた学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域ス

前文

- 学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、部活動顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、教員の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。
- また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。
- しかし、全国的に少子化が進行する中、本県においても、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。また、専門性や意思に関わらず教員が部活動顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなる。
- 本県の生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要がある。
- 国においては、平成 30 年にスポーツ庁及び文化庁が部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定して以降、平成 31 年・令和元年に、中央教育審議会や国会から、学校における働き方改革等の観点を含め、部活動を学校単位から地域単位の取組とするべきことが指摘された。このことを受け、令和 2 年に、スポーツ庁及び文化庁は、令和 5 年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることとした。
- 令和 4 年 6 月及び 8 月には、これらの具体的な方策について、スポーツ庁及び文化庁に設置された部活動の地域移行に関する検討会議から各提言が示されたことから、これを踏まえた学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域ス

ポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）への移行に取り組むべく、令和4年12月に、スポーツ庁及び文化庁において「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定された。

- こうした国の動向も踏まえ、本県においても、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境の構築に努める必要がある。

(新設)

本方針策定の趣旨等

- 本方針は、「岡山県運動部活動の在り方に関する方針（平成30年9月）」と「岡山県文化部活動の在り方に関する方針（令和元年9月）」を統合し、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すものである。
- 本方針は、本県の公立中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）の生徒の学校部活動を主な対象とする。
- 高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。以下同じ。）段階の学校部活動についても本方針を原則として適用する。その際、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。
- 小学校（義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部を含む。以下同じ。）段階においても、一部の学校においては、同じようにスポーツ・文化芸術活動を実施している場合がある。こうした活動

ポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）への移行に取り組むべく、令和4年12月に、スポーツ庁及び文化庁において「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定された。

- こうした国の動向も踏まえ、本県においても、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境の構築に努める必要があり、状況に応じて本方針についても改訂を行う。
- さらに、学校部活動の指導に当たり、体罰（暴力）及び不適切な指導（生徒の人格や人権、能力等を否定するような言動や、生徒に恐怖心や不安感を与える威圧的な行為、肉体的・精神的に執拗かつ過度な負荷を与える行為などのことを言い、暴言やハラスメントといった不適切な言動も含む。）は、いかなる場合も許されず、根絶しなければならない。

本方針策定の趣旨等

- 本方針は、「岡山県運動部活動の在り方に関する方針（平成30年9月）」と「岡山県文化部活動の在り方に関する方針（令和元年9月）」を統合し、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すものである。
- 本方針は、本県の公立中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）の生徒の学校部活動を主な対象とする。
- 高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。以下同じ。）段階の学校部活動についても本方針を原則として適用する。その際、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。
- 小学校（義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部を含む。以下同じ。）段階においても、一部の学校においては、同じようにスポーツ・文化芸術活動を実施している場合がある。こうした活動

については、地域によって多様な形態で行われているが、少なくとも学校教育の一環として行われるものについては、学校において、児童の発達の段階や教員の勤務負担軽減の観点を中心に考慮し、休養日や活動時間を適切に設定する必要がある。

- 県教育委員会は、市町村（組合）教育委員会等と連携を図り、「生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境を構築する」という観点に立ち、学校部活動が地域、学校、活動分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

I 学校部活動の運営の在り方

学校部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は学校の判断により行われるものであるが、学校部活動を実施する場合には、その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、以下に示す内容を徹底する。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動に関する方針の策定等

- ア 市町村（組合）教育委員会は、本方針を参考に、「設置する学校に係る部活動の方針」を策定する。
- イ 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- ウ 校長は、前記イの活動方針、活動計画及び活動実績を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- エ 県教育委員会及び市町村（組合）教育委員会は、前記イに関し、各学校において学校部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

については、地域によって多様な形態で行われているが、少なくとも学校教育の一環として行われるものについては、学校において、児童の発達の段階や教員の勤務負担軽減の観点を中心に考慮し、休養日や活動時間を適切に設定する必要がある。

- 県教育委員会は、市町村（組合）教育委員会等と連携を図り、「生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境を構築する」という観点に立ち、学校部活動が地域、学校、活動分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

I 学校部活動の運営の在り方

学校部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は学校の判断により行われるものであるが、学校部活動を実施する場合には、その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、以下に示す内容を徹底する。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動に関する方針の策定等

- ア 市町村（組合）教育委員会は、本方針を参考に、「設置する学校に係る部活動の方針」を策定する。
- イ 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- ウ 校長は、前記イの活動方針、活動計画及び活動実績を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- エ 県教育委員会及び市町村（組合）教育委員会は、前記イに関し、各学校において学校部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2)指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、教員だけでなく、部活動指導員や外部指導者など適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に学校部活動を実施できるよう、適正な数の学校部活動を設置する。
- イ 校長は、教員を部活動顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。
- ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教員の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。
- エ 県教育委員会及び市町村（組合）教育委員会は、部活動顧問を対象とするスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする学校部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。
- オ 県教育委員会、市町村（組合）教育委員会及び校長は、教員の学校部活動への関与について、「岡山県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（令和2年岡山県教育委員会規則第7号）や「県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する方針」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- カ 県教育委員会及び市町村（組合）教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。また、教員ではなく部活動指導員が部活動顧問となり指導や大会等の引

(2)指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、教員だけでなく、部活動指導員や外部指導者など適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に学校部活動を実施できるよう、適正な数の学校部活動を設置する。
- イ 校長は、教員を部活動顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。
- ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教員の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。
- エ 県教育委員会及び市町村（組合）教育委員会は、部活動顧問を対象とするスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする学校部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。
- オ 県教育委員会、市町村（組合）教育委員会及び校長は、教員の学校部活動への関与について、「岡山県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（令和2年岡山県教育委員会規則第7号）や「県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する方針」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- カ 県教育委員会及び市町村（組合）教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。また、教員ではなく部活動指導員が部活動顧問となり指導や大会等の引

率を担うことができる体制を構築する。

キ 県教育委員会及び市町村（組合）教育委員会は、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、学校部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、**体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）**は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

(1)適切な指導の実施

ア 校長及び学校部活動の指導者は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底し、**体罰・ハラスメントを根絶する。**

その際、運動部活動のみならず、文化部活動においても、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則った指導を行う。県教育委員会及び市町村（組合）教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援、指導及び是正を行う。

(分割して新設)

率を担うことができる体制を構築する。

キ 県教育委員会及び市町村（組合）教育委員会は、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、学校部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、**体罰・不適切な指導・ハラスメント**は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

(1)適切な指導の実施

ア 校長及び学校部活動の指導者は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底する。

イ 学校部活動においては、校長は部活動の指導者に対し、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」や、岡山県教育委員会が令和 7 年 1 月に作成した「体罰・不適切な指導・ハラスメント防止ハンドブック」に則った指導を行い、体罰・不適切な指導・ハラスメントを根絶するとともに、「グッドコーチに向けた「7つの提言」」等も参考にした部活動の実践を推進する。県教育委員会及び市町村（組合）教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援、指導及び是正を行う。

(新設)

グッドコーチに向けた「7つの提言」

スポーツに関わる全ての人々が、「7つの提言」を参考にし、新しい時代にふさわしい、正しいコーチングを実現することを期待します。

1. 暴力やあらゆるハラスメントの根絶に全力を尽くしましょう。

暴力やハラスメントを行使するコーチングからは、グッドプレーヤーは決して生まれないことを深く自覚するとともに、コーチング技術やスポーツ医・科学に立脚したスポーツ指導を実践することを決意し、スポーツの現場における暴力やあらゆるハラスメントの根絶に全力を尽くすことが必要です。

2. 自らの「人間力」を高めましょう。

コーチングが社会的活動であることを常に自覚し、自己をコントロールしながらプレーヤーの成長をサポートするため、グッドコーチに求められるリーダーシップ、コミュニケーションスキル、論理的思考力、規範意識、忍耐力、克己心等の「人間力」を高めることが必要です。

3. 常に学び続けましょう。

自らの経験だけに基づいたコーチングから脱却し、国内外のスポーツを取り巻く環境に対応した効果的なコーチングを実践するため、最新の指導内容や指導法の習得に努め、競技横断的な知識・技能や、例えば、国際コーチング・エクセレンス評議会（ICCE）等におけるコーチングの国際的な情報を収集し、常に学び続けることが必要です。

4. プレーヤーのことを最優先に考えましょう。

プレーヤーの人格及びニーズや資質を尊重し、相互の信頼関係を築き、常に効果的なコミュニケーションにより、スポーツの価値や目的、トレーニング効果等についての共通認識の下、公平なコーチングを行うことが必要です。

5. 自立したプレーヤーを育てましょう。

スポーツは、プレーヤーが年齢、性別、障害の有無に関わらず、その適性及び健康状態に応じて、安全に自主的かつ自律的に実践するものであることを自覚し、自ら考え、自ら工夫する、自立したプレーヤーとして育成することが必要です。

6. 社会に開かれたコーチングに努めましょう。

コーチング環境を改善・充実するため、プレーヤーを取り巻くコーチ、家族、マネージャー、トレーナー、医師、教員等の様々な関係者（アントラージュ）と課題を共有し、社会に開かれたコーチングを行うことが必要です。

7. コーチの社会的信頼を高めましょう。

新しい時代にふさわしい、正しいコーチングを実践することを通して、スポーツそのものの価値やインテグリティ（高潔性）を高めるとともに、スポーツを通じて社会に貢献する人材を継続して育成・輩出することにより、コーチの社会的な信頼を高めることが必要です。

(出典：平成27年 コーチング推進コンソーシアム)

イ 運動部の学校部活動の指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 文化部の学校部活動の指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 学校部活動の指導者は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(新設)

(2)部活動用指導手引の普及・活用

学校部活動の指導者は、中央競技団体又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する指導手引(競技・習熟レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項、**暴力**

ウ 運動部の学校部活動の指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 文化部の学校部活動の指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

オ 学校部活動の指導者は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

カ 学校部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることから、学校部活動の指導者は、本人の意思を尊重して入部や退部を行えるようにするとともに、特に退部の際には、退部に至った理由を十分に聞き取る。また、入部届や退部届を活用するなど、保護者との情報共有や記録管理を適切に行う。

(2)部活動用指導手引の普及・活用

学校部活動の指導者は、中央競技団体又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する指導手引(競技・習熟レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項、**体罰**・

やハラスメントの根絶等から構成される、指導者や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの)を活用して、前記2(1)に基づく指導を行う。

以下 略

不適切な指導・ハラスメントの根絶等から構成される、指導者や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの)を活用して、前記2(1)に基づく指導を行う。

以下 略